

審議事項 第1号

地域包括支援センター運営協議会の 会長の選出について

地域包括支援センター運営協議会の会長の選出について

1 会長の選出について

根拠法令	選出方法
旭川市介護保険に関する規則 第9条の13第1項	・旭川市地域包括支援センター運営協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長の職務

根拠法令	職務内容
旭川市介護保険に関する規則 第9条の13第2項, 同規則第9条の14第1項及び 第3項	・会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 ・協議会の会議は、会長が招集する。 ・協議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。